

【大阪府】（大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市及び茨木市以外）

区分		単位	手数料
アドバルーン		1個	650円
広告幕		1枚	350円
立看板			200円
はり紙又ははり札		100枚	250円
広告塔又は広告板（広 告塔、広告板、建物そ の他の工作物等に掲出 され、又は表示された 広告物を含む。）	2 m ² 未満のもの	1件	450円
	2 m ² 以上 5 m ² 以下のもの		1, 000円
	5 m ² を超えるもの		1, 000円に 5 m ² を超える面 積が 5 m ² までごとに1, 000 円を加算した額

備考1． 広告物および当該広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなし、当該広告物を掲出する物件についての手数料を徴収する。

備考2． はり紙又ははり札の枚数の計算については、100枚に満たない端数は、100枚とする。

【大阪市】

広告物の種類		単位	手数料
広告塔及び広告板		5㎡までごとに	950円
電柱及びこれに類するものを利用する広告		1 個	200円
電車またはバス等の車体を利用する広告		1 個	200円
小型看板		1 個	200円
広告幕		1 張	300円
アドバルーン		1 個	500円
法第7条第4項に指定する広告旗および立看板等		1 枚又は1 本	150円
はり紙及びはり札等（法第7条第4項に規定するはり札等をいう。以下同じ）		100枚につき	200円

備考1． 広告物の表示及び当該広告物を掲出する物件の設置の許可申請が同時にあった場合は、それらを1件とみなし、手数料については高額のものによる。

備考2． 広告物を掲出する物件の設置のみ許可申請があった場合の手数料は、当該物件に掲出されるべき広告物の区分に対応する手数料の額による。

備考3． はり紙及びはり札等の手数料の算定方法については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算する。

【堺市】

区分		単位	手数料
アドバルーン		1個	650円
広告幕		1枚又は1本	350円
広告旗又は立看板等		1枚又は1本	200円
はり紙又ははり札等		100枚	250円
電車又は自動車の車体を利用する広告		1個	250円
広告塔又は広告板（広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示された広告物を含む。）	表示面積が2㎡未満のもの	1個	450円
	表示面積が2㎡以上5㎡以下のもの		1,000円
	表示面積が5㎡を超えるもの		1,000円に当該超える表示面積5㎡までごとに1,000円を加算した額
上記のいずれにも該当しないもの		1個	1,000円

備考1． 広告物の表示に係る申請と、当該掲出物件の設置に係る申請とは、それぞれ別件の申請とする。ただし、掲出物件の設置の申請と合わせて当該物件に表示する広告物の表示の申請があったときは、これらを1件の申請とみなして、当該掲出物件に係る許可申請手数料と当該広告物に係る許可申請手数料とのうち、いずれか高額な方の許可申請手数料のみを徴収する。

備考2． はり紙又ははり札等の枚数の算定については、100枚に満たない端数は、100枚に切り上げる。

備考3． この表の規定は、広告物又は掲出物件の変更の許可又は更新の許可に係る許可申請手数料についても適用する。

備考4． 骨組みのみの工作物その他表示面積を基準として許可申請手数料を算定することが適当でない広告物又は掲出物件については、この表中「表示面積」とあるのは「長辺の長さ」と、「平方メートル」とあるのは「メートル」と読み替えて許可申請手数料を算定する。

【豊中市】

区分		単位	手数料
アドバルーン		1 個	650円
広告幕		1 枚	350円
立看板、のぼり旗又は簡易広告板		1 枚又は1 本	200円
はり紙又ははり札		100枚（100枚未満は、100枚とする）を超えるごとに	250円

広告塔又は広告板（広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示された広告物を含む。）	表示面積が2㎡未満のもの	1 件	450円
	表示面積が2㎡以上5㎡以下のもの		1,000円
	表示面積が5平方メートルを超えるもの		1,000円に当該を超える表示面積5㎡までごとに1,000円を加算した額
車両を利用するもの	表示面積が4㎡未満のもの	1 個	250円
	上記以外のもの	1 台	2,000円

備考：広告物及び当該広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とする。

【高槻市】

区分		単位	手数料
アドバルーン		1 個	650円
広告幕		1 枚	350円
立看板，のぼり旗又は簡易広告板		1 枚又は1 本	200円
はり紙又ははり札		100枚（100枚未満は、100枚とする）を超えるごとに	250円
広告塔又は広告板（広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示された広告物を含む。）	表示面積が2㎡未満のもの	1 件	450円
	表示面積が2㎡以上5㎡以下のもの		1,000円
	表示面積が5㎡を超えるのもの		1,000円に当該を超える表示面積5㎡までごとに1,000円を加算した額
	上記のいずれにも該当しないもの		1,000円

備考：広告物及び当該広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とする。

【枚方市】

区分		単位	手数料
アドバルーン		1個	650円
広告旗		1枚	350円
立看板			200円
はり紙又ははり札		100枚	250円
広告塔又は広告板（広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示された広告物を含む。）	2 ㎡未満のもの	1件	450円
	2 ㎡以上 5 ㎡以下のもの		1, 000円
	5 ㎡を超えるもの		1, 000円に 5 ㎡を超える面積が 5 ㎡までごとに1, 000円を加算した額

- 備考1． 広告物および当該広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなし、当該広告物を掲出する物件についての手数料を徴収する。
- 2． はり紙又ははり札の枚数の計算については、100枚に満たない端数は、100枚とする。

【八尾市】

区分		単位	手数料
アドバルーン		1個	650円
広告幕		1枚	350円
立看板等			200円
はり紙又ははり札		100枚	250円
広告塔又は広告板（広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示された広告物を含む。）	2 m ² のもの	1件	450円
	2 m ² 以上 5 m ² 以下のもの		1, 000円
	5 m ² を超えるもの		1, 000円に 5 m ² を超える面積が 5 m ² までごとに1, 000円を加算した額
上記のいずれにも該当しないもの		1 件	1, 000円

- 備考1． 広告物および当該広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなし、当該広告物を掲出する物件についての手数料を徴収する。
- 2． はり紙又ははり札の枚数の計算については、100枚に満たない端数は、100枚とする。

【東大阪市】

区分		単位	金額
アドバルーン		1 個	650円
広告幕		1 枚	350円
広告旗又は立看板等		1 枚又は1 本	200円
はり紙又ははり札等		100枚（その数が100枚未満であるときはその数を100枚とし、その数に100枚未満の端数があるときはその端数を100枚とする）	250円
広告塔又は広告板（広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示された広告物を含む。）	面積が2㎡未満のもの	1 件	450円
	面積が2㎡以上5㎡以下のもの		1,000円
	面積が5㎡を超えるのもの		1,000円に5㎡を超える面積が5㎡までごとに1,000円を加算した額
	上記のいずれにも該当しないもの		1,000円

備考：広告物の表示及び当該広告物の掲出物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなし、当該掲出物件についての手数料を徴収する。

【寝屋川市】

区分		単位	手数料
アドバルーン		1個	650円
広告幕		1枚	350円
立看板			200円
はり紙又ははり札		100枚	250円
広告塔又は広告板（広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示された広告物を含む。）	2 ㎡未満のもの	1件	450円
	2 ㎡以上 5 ㎡以下のもの		1, 000円
	5 ㎡を超えるもの		1, 000円に 5 ㎡を超える面積が 5 ㎡までごとに1, 000円を加算した額

- 備考 1. 広告物および当該広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなし、当該広告物を掲出する物件についての手数料を徴収する。
2. はり紙又ははり札の枚数の計算については、100枚に満たない端数は、100枚とする。

【吹田市】

区分		単位	金額
アドバルーン		1 個	650円
広告幕		1 枚	350円
立看板			200円
はり紙又ははり札		100枚	250円
広告塔又は広告板（広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示された広告物を含む。）	表示面積が2平方メートル未満のもの	1 件	450円
	表示面積が2平方メートル以上5平方メートル以下のもの		1,000円
	表示面積が5平方メートルを超えるのもの		1,000円に当該超える表示面積5平方メートルまでごとに1,000円を加算した額
車両を利用するもの	表示面積が4平方メートル未満のもの	1 個	250円
	上記以外のもの	1 台	2,000円

備考：広告物及び当該広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とする。

【茨木市】

区分		単位	金額
アドバルーン		1 個	650円
広告幕		1 枚	350円
広告旗			350円
立看板等		1 基	200円
はり紙又ははり札		100枚までごと	250円
広告塔又は広告板（広告塔、広告板、建物その他の工作物等に表示される広告物を含む。）	表示面積が2平方メートル未満のもの	1 件	450円
	表示面積が2平方メートル以上5平方メートル以下のもの		1,000円
	表示面積が5平方メートルを超えるのもの		1,000円に当該超える表示面積5平方メートルまでごとに1,000円を加算した額
車両を利用するもの	表示面積が4平方メートル未満のもの	1 個	250円
	上記以外のもの	1 台	2,000円

備考：広告物及び当該広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とする。